

令和3年3月16日
農林水産省食料産業局
バイオマス循環資源課

令和3年度農山漁村6次産業化対策事業 持続可能な循環資源活用総合対策事業
「ASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業」

Q&A

※令和3年度当初予算案に基づく3月時点のものであり、今後、変更があり得ることにご留意願います。

- Q1：どのような事業か。
- Q2：事業実施主体は何か。
- Q3：応募にあたっての要件は。
- Q4：支援対象経費は何か。
- Q5：支援対象経費は、どのように算出するのか。
- Q6：支援の上限額はあるのか。
- Q7：支援対象期間は。
- Q8：掛かり増し経費の支援を受けるために、用意すべき書類は。
- Q9：事業実施主体が自ら食品廃棄物等を飼料化事業者へ輸送する場合、支援対象になるか。
- Q10：輸送費が処理費に含まれている場合は支援対象になるのか。
- Q11：処理費・輸送費のうち一方のみが増加した場合は支援対象になるのか。
- Q12：飼料化の処理の依頼を切り替える先となる飼料化事業者が、事業実施主体や従来の飼料化事業者が所在する市町村や都道府県と異なってもよいか。
- Q13：食品関連事業者が依頼する飼料化事業者は、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者である必要はあるか。
- Q14：本事業の申請先はどこか。
- Q15：申請書の提出期限はいつまでか

Q 1：どのような事業か。

A：

- ・ASF（アフリカ豚熱）を始めとした家畜の伝染性疾病の侵入防止対策の強化の一環として、飼料の安全確保対策の強化のため、肉を扱う事業所等から排出される食品残さを利用した飼料（エコフィード）について、その製造の際の加熱処理基準を引き上げる新制度が令和3年4月1日に施行されます^{（注1）}。
- ・このため、エコフィードを製造する飼料化事業者は、新制度に対応した施設を有していない場合、施設整備を行うことが必要となります。
- ・本事業は、このような状況を踏まえ、食品残さの飼料化による再生利用に継続して取り組む食品関連事業者に対して、令和3年4月1日時点において新制度に対応した施設を有していない飼料化事業者が新制度に対応した施設を整備するまでの間、一時的に別の飼料化事業者へ処理を依頼する際の掛かり増しの経費を支援し、食品関連事業者による食品残さの飼料化による再生利用の取組を確保するために実施するものです。

（注1）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和3年農林水産省令第56号）等による。

Q 2：事業実施主体は何か。

A：

- ・飼料化による再生利用に継続して取り組む食品関連事業者です。食品関連事業者であれば、業種は問いません。

Q 3：応募にあたっての要件は。

A：

- ・事業実施主体は、肉を扱う事業所等^{（注2）}から排出される食品残さ等の飼料化による再生利用について、新制度施行前から継続して取り組んでいる食品関連事業者であって、以下のすべてを満たすことを要件とします。
 - ① 事業実施主体が従来飼料化処理を依頼している飼料化事業者において、令和3年4月1日以降新制度に対応するための施設が未整備であること。
 - ② 上記①の飼料化事業者において施設整備が完了するまでの間、事業実施主体が新制度に対応した別の飼料化事業者へ処理を依頼すること。

（注2）

「肉を扱う事業所等」とは、同一事業所内に、肉を扱う建屋、フロア又はラインがある場合をいいます。「等」に含まれる例としては、製品としては植物性の食品のみを扱う食品製造工場であっても、同一事業所内に肉を扱う建屋、フロア又はライン（社員食堂等）がある場合であって、社員食堂等から排出される肉を含む食品残さも区別なく排出している場合には、当該事業所は肉を扱う事業所等に該当します。（詳細は、「食品残さの飼料利用に係る規制見直しについてQ&A」（Q3-5, Q3-6）をご参照願います。

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html>

Q 4：支援対象経費は何か。

A：

- ・ 支援対象経費は、食品関連事業者が飼料化事業者へ飼料への再生利用の処理を依頼する際に必要となる処理費及び輸送費のうち、一時的に別の飼料化事業者へ依頼先を切り替えたことにより、切り替え前の費用と比較して増加した分の実費です。
- ・ なお、ここでいう「処理費」とは、食品残さを飼料へ再生利用する処理を行うために、事業実施主体が飼料化事業者へ支払う費用です。また、「輸送費」とは、食品残さの飼料への再生利用を目的として、当該食品残さを飼料化事業者の再生処理施設へ輸送するために、事業実施主体が当該輸送を行う者へ支払う費用です。

Q 5：支援対象経費は、どのように算出するのか。

A：支援対象経費の算出方法は以下のとおりです。処理費用・輸送費用の料金体系に応じて以下の例に当てはまらない場合は、個別にご相談ください。

< 1. 処理費用について >

- ・ 事業実施主体が、過去の直近1ヶ月で、切り替え前の飼料化事業者に対して支払っていた処理費の重量あたり単価（円/kg）を把握します。その際、食品残さの種類ごとに単価設定されている場合は、各種の平均の額を単価とします。・・・①
- ・ 切り替え後の飼料化事業者に対して支払う処理費の重量あたり単価（円/kg）を把握します。・・・②
- ・ 切り替え後と、切り替え前の単価の差分（②－①）を算出します。その際、食品残さの種類ごとに単価設定されている場合は、その種類毎に、上記①の単価との差分を算出します。・・・③

- ・切り替え後の飼料化事業者に対して、処理を依頼する食品残さの予定の重量 (kg) を、③に乗じて得た金額が、支援対象の掛かり増し経費となります。

(計算例 1)

- 過去の直近 1 ヶ月で、切り替え前の飼料化事業者に処理を依頼していた食品残さの量が 30t、その処理単価が 25 円/kg。
- 切り替え後の飼料化事業者での処理単価は 40 円/kg、当該飼料化事業者に処理を依頼する予定の重量が 50t。
- この場合、掛かり増し経費は以下のとおり。
 - ・ 15 円/kg (切り替え後の単価 40 円/kg と切り替え前の単価 25 円/kg の差分) $\times 50,000\text{kg}$
= 750,000 円

(計算例 2)

- 過去の直近 1 ヶ月で、切り替え前の飼料化事業者に処理を依頼していた動植物性の食品残さについては量が 30t、その処理単価が 25 円/kg。
冷凍食品の食品残さについては量が 10t、その処理単価が 35 円/kg。
- 切り替え後の飼料化事業者での処理単価は、
動植物性の食品残さについては 40 円/kg、当該飼料化事業者に処理を依頼する予定の重量が 50t。
冷凍食品の食品残さについては処理単価が 45 円/kg、処理を依頼する予定の重量が 5t。
- この場合、掛かり増し経費は以下のとおり。
 - ・ 動植物性残さ：
{40 円/kg (切り替え後の単価) - 30 円/kg (切り替え前の種類毎の単価 (25/kg と 35 円/kg の平均))} $\times 50,000\text{kg}$
= 10 円/kg $\times 50,000\text{kg} = 500,000$ 円
 - ・ 冷凍食品：
{45 円/kg (切り替え後の単価) - 30 円/kg (切り替え前の種類毎の単価)} $\times 5,000\text{kg}$
= 15 円/kg $\times 5,000\text{kg} = 75,000$ 円
 - ・ 合計：500,000 円 + 75,000 円 = 575,000 円

＜ 2. 輸送費用について＞

- ・事業実施主体が、過去の直近1ヶ月で、切り替え前の飼料化事業者（又は収集・運搬事業者）に対して支払っていた輸送費用の単価（事業者間の契約内容に応じて重量当たり単価や1日当たり単価等）を把握します。

・・・①

（ なお、切り替え前と切り替え後の事業者で、例えば単価設定の方法が異なる（例：重量当たりや1日当たりなど）場合は、切り替え後の単価設定に合うように切り替え前の単価を換算します。 ）

- ・切り替え後の飼料化事業者又は収集・運搬事業者に対して支払う輸送費の単価（事業者間の契約内容に応じて重量当たり単価や1日当たり単価等）を把握します。・・・②
- ・切り替え後と、切り替え前の単価の差分（②－①）を算出します。
・・・③
- ・切り替え後の飼料化事業者又は収集・運搬事業者に対して、運搬を依頼する食品残さの予定の重量（kg）あるいは日数（日）等を、③に乗じて得た金額が、支援対象の掛かり増し経費となります。

（計算例）

- 過去の直近1ヶ月で、切り替え前の飼料化事業者に処理を依頼していた食品残さの量が30t、その輸送単価が10円/kg。
- 切り替え後の飼料化事業者での輸送単価は15円/kg、当該飼料化事業者に処理を依頼する予定の重量が50t。
- この場合、掛かり増し経費は以下のとおり。

$$\begin{aligned} & \cdot 5 \text{ 円/kg (切り替え後の単価 15 円/kg と切り替え前の単価 10 円/kg の差分)} \times 50,000 \text{kg} \\ & = 250,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

Q6：支援の上限額はあるのか。

A：

- ・1事業者あたり、支援の上限額は100万円とします。ただし、予算額を超える申請があった場合は補助金額を調整する場合があります。
- ・同一事業者が複数の事業所を有している場合、1事業者としてカウントします。（複数の事業所で発生する掛かり増し経費の合計に対して、支援の

上限額が 100 万円となります。)

Q 7 : 支援対象期間は。

A :

- ・肉を扱う事業所等から排出される食品残さを利用した飼料（エコフィード）の製造の際の加熱処理基準を引き上げる新制度が施行される令和3年4月1日以降であって、別の飼料化事業者へ処理の依頼先を切り替えてから、従来の依頼先となっていた飼料化事業者における施設整備が完了するまでの間とします（ただし、令和4年3月31日までに限ります）。

Q 8 : 掛かり増し経費の支援を受けるために、用意すべき書類は。

A :

- ・別の飼料化事業者へ処理の依頼先を切り替えたことで掛かり増した経費を確認するため、以下の書類をご提出いただくことを想定しています。

- ①従来処理を依頼していた飼料化事業者を支払っていた処理費用・輸送費用が分かる書類（契約書の写し、直近一ヶ月の領収書の写し等）
- ②切り替え後の飼料化事業者へ処理を依頼する際に要した処理費用・輸送を行う者へ支払っていた輸送費用が分かる書類（契約書の写し、領収書の写し等）

Q 9 : 事業実施主体が自ら食品残さを飼料化事業者へ輸送する場合、支援対象になるか。

A :

- ・本事業は、事業実施主体が飼料化事業者へ支払う処理費用及び輸送費の掛かり増し経費を支援するものです。このため、事業実施主体が自ら輸送する場合は、輸送費については支援対象経費にはなりません。処理費用の掛かり増し経費については支援対象とすることは可能です。

Q10 : 輸送費が処理費に含まれている場合は支援対象になるのか。

A :

- ・輸送費と処理費用が一体不可分である場合も支援対象とすることは可能です。
- ・この場合、輸送費と処理費用が一体不可分であることを証明できる契約書の写し等を提出してください。

Q11：処理費・輸送費のうち一方のみ増加した場合でも支援対象となるのか。

A：

- ・本事業は、食品関連事業者が、継続的に飼料への再生利用を行うために、一時的に別の飼料化事業者へ飼料化の処理を依頼した際の掛かり増しの経費を補助するものです。
- ・このため、処理費・輸送費のうち一方だけ費用が増加した場合であっても、その費用の増加分を支援します。

Q12：飼料化の処理の依頼を切り替える先となる飼料化事業者が、事業実施主体や従来の飼料化事業者が所在する市町村や都道府県と異なってもよいか。

A：

- ・適切に飼料化を行うことが確保できれば、切り替え先の飼料化事業者の所在地は問いません。

Q13：食品関連事業者が依頼する飼料化事業者は、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者である必要はあるか。

A：

- ・本事業でいう「飼料化事業者」とは、食品残さを利用して、飼料の製造を行う事業を行う者であり、必ずしも食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者である必要はありません。

Q14：本事業の申請先はどこか。

A：

- ・食品関連事業者の本社所在地を管轄する地方農政局等に申請してください。連絡先等は別掲1のとおりです。

Q15：申請書の提出期限はいつまでか。

A：

- ・令和3年3月16日から令和3年3月30日の午後5時までに、「事業実施計画書」と「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：食品産業）事業者向けチェックシート」を申請先である地方農政局等にご提出ください。

別掲1

持続可能な循環資源活用総合対策事業のうちASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業の申請書類提出先

都道府県	提出先	電話番号	郵便番号	住所
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課	(直通) 011-330-8810	064-8518	北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22(エムズ南22条第2ビル)
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局経営・事業部 食品企業課	(直通) 022-221-6146	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎A棟)
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局経営・事業部 食品企業課	(直通) 048-740-5281	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局経営・事業部 食品企業課	(直通) 076-232-4149	920-8566	金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局経営・事業部 食品企業課	(直通) 052-746-6430	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2(農林総合庁舎1号館)
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局経営・事業部 食品企業課	(直通) 075-414-9024	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町(京都農林水産総合庁舎)
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局経営・事業部 食品企業課	(直通) 086-222-1358	700-8532	岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎)
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局経営・事業部 食品企業課	(直通) 096-300-6334	860-8527	熊本市西区春日2-10-1(熊本地方合同庁舎)
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課	(直通) 098-866-0031	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館)
問合せのみ対応可	農林水産省食料産業局 バイオマス循環資源課	(直通) 03-6744-2066	-	-